

Q 自治会に入らないと問題ある?

先日、家族で郊外の一軒家に引っ越しました。すると、自治会の役員が来て、「1年分の自治会費として9000円を支払ってほしい。1軒あたり500円以上の募金もお願いしている」と言わされました。自治会に入会せず、会費などを支払わないと問題はあるのでしょうか。

法律相談室

自治会とは、その地域の住民

らにするのかも、自らの意思で決める性質のものですか

れます。

地域の治安維持、災害時へ

や共通の利益のために運営する組織のことです。

ら、「1軒あたり500円以上」の募金をしなければなら

の対応や近所付き合いなどを
考えると、自治会に入会する

そもそも自治会は、強制的に加入させられる団体ではない

ないといった決まりにも、何
ら拘束力はありません。

ことの利益も、決して小さいものではありません。

く、任意団体であり、加入するかしないかは本人の自由です。いったん自治会に入会したとしても、第三者の承諾も

ただし、自治会の目的は地域の清掃活動や消防活動、街灯の設置、ごみステーションの管理や清掃、祭りの企画

自治会に入ることや入らな
いことのメリット、デメリッ
トを考えた上で、ご家族とも
相談して入会するかどうかを

義務はないが利害考えて



県弁護士会マスコットキャラクター
「ホーボー」

う。 慎重に決めた方がよいでしょ

(回答)須藤博文弁護士

許可を得ることなく、一方的な意思表示により退会することが可能であるとの最高裁判例も過去には出ています。

したがって、入会しないの
であれば、自治会費を支払う
法的な義務はありません。ま
してや募金については、する
かどうかのほか、金額をいく

特にごみステーションについては、自治会が独自に設置して管理している場合は使用が制限される可能性もあり、市役所などに個別集配を願い出たりしなければならないくなるなどの不利益も考えら

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366

・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。